

定住外国人等就労支援事業 説明会資料

本事業の目的

定住外国人の中には、熱心に求職し就労意欲も高いと認められながらも、日本語コミュニケーション能力や日本社会での就労に必要な知識やスキルが充分でないことなどが原因で、安定的な雇用に就くことができない方が多くいます。

豊橋市は、こうした定住外国人の常用雇用を考えるきっかけ作りとして、市が実施した日本語研修・ビジネス研修を修了した定住外国人研修生と事業者をマッチングします。その後、2か月程度の試用雇用を通して、定住外国人の雇用機会の増大及び就労経験の蓄積を図り、正規雇用等による就職の安定化を支援します。

試用雇用中は補助金が支給されますので、積極的に本事業をご活用ください。

- ◆補 助 額 1人あたり最大2か月 270,400 円
- ◆補助人数 事業者あたり3名程度（1法人格にて3名程度）

【ご注意】

- ・市への補助申請が必要になります。
- ・補助の対象となるのは、補助決定後からの雇用についてです。

対象となる事業者の要件について

次の要件を全て満たす必要があります。

- ①市内に事業所を有している。
- ②受け入れた定住外国人研修生について、正社員として雇用すること又は無期限に雇用契約を締結することができる等、継続的な雇用形態に移行することを検討する労働環境を備えていること。
- ③本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっていないこと。

申請書様式第2により、要件を満たしている旨の申し立てを行ってまいります。

マッチング（面接会）について

マッチング（面接会）は以下の日程で実施します。

日時：平成 29 年 1 月 13 日（金） 午前 10 時（集合は 9 時 50 分）

場所：豊橋市役所 13 階講堂

※外国人の雇用には、原則マッチング(面接会)に参加していただく必要があります。

試用雇用中の雇用条件について

雇用期間は、平成 29 年 1 月中旬～3月末の間で、2か月程度、適法な有期雇用契約を締結すること。

補助申請の受付について

受付は下記のスケジュールにて受け付けます。

- ①平成29年1月13日（金）午後1時より受付を開始します。
市役所西館3階、多文化共生・国際課までご持参してください。
- ②補助申請は先着順にて受け付けます。補助上限に達した場合、締め切らせていただきます。
- ③締め切りは、多文化共生・国際課ホームページ上にて告知しますので随時ご確認ください。また、申請書の持ち込み前に、事前にお電話にて確認いただくことも可能です。

※補助決定事業者からの申請取り下げなどにより、再募集を実施する可能性もあります。その場合は、ホームページ上にて再度告知いたします。

雇用開始日について

申請受付後の納税状況の確認など補助決定手続きには時間を要する可能性があります。そのため、余裕をもった雇用開始日としてください。なお、面接により採用候補者が決定した場合であっても、既に補助上限に達していた場合、補助申請の受け付けは出来ませんので、ご注意ください。

事業実施に係る Q & A

Q1. 適法な就労資格にはどのようなものがあるか？

A1. 本事業における適法な就労資格とは、原則として就労活動に制限のない在留資格である下記4種類を想定しています。

「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」

なお、外国人の雇い入れ及び離職にあたっては、国への届出が必要ですので、適切なご対応をお願いします。

【参考 URL (厚生労働省ホームページ)】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/gaikokujin/todokede/index.html

Q2. 労働者に就かせてはいけない業務はあるか？

A2. 両者の適法な労働契約に基づいたものであれば、その内容は問いませんが、公序良俗に反すると認められる場合はその限りではありません。また、本事業の終了後は正社員化や無期雇用化（派遣労働は含みません）への移行を検討していただくことが前提であるため、既存の派遣労働者の代替要員とすることはできません。

Q3. 就労期間の設定は1月中旬以降であればいつでもよいのか？

A3. 本事業は平成28年度の事業ですので、28年度以内に事業を終了していただく必要があります。年度を跨ぐことはできませんので、平成29年3月末までに2か月程度の有期雇用契約が終了するように、期間を設定してください。補助金の交付決定前に雇用することは可能ですが、補助金の対象は決定後からとなります。

Q4. もともと派遣などで雇用していた定住外国人が、ちょうど求職中であつたため、その者を労働者として受け入れても補助金は支給されるのか？

A4. 支給いたします。その際は、以下の要件を満たす必要があります。

《雇用する定住外国人の要件について》

◆適法な就労資格を持つ外国籍の方で、補助申請時において求職中であること。

なお、以下の方は求職中であっても対象にはなりません。

※安定した職業（雇用期間の定めのないフルタイム労働者）に就いている人

※自ら事業を営んでいる人はまたは役員に就いている人で、1週間あたりの実働時

間が 30 時間以上の人

採用は必ず面接を実施し、在留カードの提示を求めるなど、確認してください。

Q5. 労働者に残業を行わせることはできるか？

A5. 適法な残業の実施は問題ありません。ただし、補助の対象経費は、時間外勤務でない所定の労働時間のみとなりますのでご注意ください。

Q6. 外国籍の事業者ですが、この補助制度を利用することはできますか？

A6. 外国籍の方であっても、対象となる事業所要件等を満たしていれば利用可能です。

Q7. 有期雇用期間中、労働者の都合により雇用契約が当初の補助申請より大きく短縮してしまいました。その場合の手続きはどうしたらよいですか？

A7. 市へその旨ご一報いただき、終了する期日へ変更した申請を別途お願いいたします。

Q8. 業務中の事故により労働者が負傷した場合の補償はどうなりますか？

Q8. 事業所と労働者間の有期雇用契約ですので、関連諸法に則って当事者間で適切な処置をお願いします。

なお、負傷により、勤務の継続が困難となった場合、その後の補助申請の変更手続きについてはQ7と同様です。

本事業に関するお問合せ

豊橋市役所文化市民部 多文化共生・国際課

多文化共生・国際課 担当：原田（佳）

TEL：0532-51-2022

E-mail：kyoseikokusai@city.toyohashi.lg.jp